

○農林水産省告示第千八百八十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条第二号の規定に基づき、平成十三年三月三十日農林水産省告示第四百九十三号（種馬鈴しよの検査について農林水産大臣の定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年七月十三日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査計画書)</p> <p><b>第十一条</b> 検査責任者は、検査ごとに、次に掲げる事項を記載した検査計画書を作成し、検査管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 検査責任者の記名及びその日付</p> <p>六 (略)</p> <p>2 検査責任者は、検査計画書を変更する場合には、その日付、変更箇所及び理由を文書により記録し、検査管理者の承認を得た上で、これに記名の上検査計画書とともに保存しなければならない。</p>	<p>(検査計画書)</p> <p><b>第十一条</b> 検査責任者は、検査ごとに、次に掲げる事項を記載した検査計画書を作成し、検査管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 検査責任者の署名又は記名なつ印及びその日付</p> <p>六 (略)</p> <p>2 検査責任者は、検査計画書を変更する場合には、その日付、変更箇所及び理由を文書により記録し、検査管理者の承認を得た上で、これに署名又は記名なつ印の上検査計画書とともに保存しなければならない。</p>